

議案第48号

北名古屋市健康ドームの設置及び管理に関する条例等の一部改正について

北名古屋市健康ドームの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成29年8月30日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、市民の公共施設の使用において、各施設における使用条件の均衡と施設使用に係る市民負担の公平性を図ることを目的に使用料等を改めるため、関係条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市健康ドームの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(北名古屋市健康ドームの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 北名古屋市健康ドームの設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第86号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

1 体育施設使用料

使用区分			午前	午後 1	午後 2	夜間	開館前又は 閉館後の1 時間	
			午前 9時から 正午まで	正午 から午後 3時まで	午後 3時から 午後 6時まで	午後 6時から 午後 9時まで		
専用 使用	アリーナ	半面	円				円	
		全面	2,580				1,110	
	軽運動室		5,160				2,220	
	柔剣道室		3,090				1,330	
個人 使用	アリーナ	大人	1回券	300				
			回数券	3,000				
	軽運動室 柔剣道室	小人	1回券	100				
			回数券	1,000				
	小学生未満		無料					

備考

- この表において「専用使用」とは、使用時間において体育施設を独占的に使用することをいう。
- この表において「小学生未満」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校に就学する前の者、義務

教育学校の前期課程に就学する前の者、特別支援学校の小学部に就学する前の者その他これらに類する者として市長が認めたものをいう。

3 この表において「小人」とは、学校教育法第1条に規定する小学校及び中学校に就学する者、義務教育学校に就学する者、中等教育学校の前期課程に就学する者、特別支援学校の小学部及び中学部に就学する者その他これらに類する者として市長が認めたものをいう。

4 この表において「大人」とは、小学生未満及び小人以外の者をいう。

5 この表において「回数券」とは、1回券を11枚つづりにしたものをいう。

6 営利目的で専用使用する場合の使用料は、この表に定める額の5倍の額とする。

7 開館前又は閉館後については、市長が特に必要があると認め、かつ、専用使用する場合に限り、1時間を限度として使用することができる。この場合の使用料は、「開館前又は閉館後の1時間」の欄に定める額とし、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。

8 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が専用使用する場合の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 体育施設（アリーナ）の附属設備使用料

区分	1時間当たりの使用料の額		開館前又は閉館後の1時間
照明設備	片面	円 570	円 740
	全面	1,140	1,480
冷暖房設備	2,290		2,970

備考

- 1 照明設備及び冷暖房設備の使用料は、体育施設（アリーナ）を専用使用する場合に限り徴収する。
- 2 営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 3 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 健康施設使用料

使用区分				月曜日から金曜日までは、午前9時15分から午後8時30分まで。日曜日及び土曜日並びに祝日は、午前10時15分から午後5時30分まで
個人使用	健康サポートジム	16歳以上	1回券	円 500
			回数券	5,000

備考 この表において「回数券」とは、1回券を11枚つづりにしたものをいう。

4 会議研修施設使用料

室名	使用区分	午前	午後1	午後2	夜間	開館前又は閉館後の1時間
		午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで	
1階会議室					円 990	円 420
研修室				1,200		520
クッキングルーム				1,020		440

2階会議室	半室	510	220
	全室	1,020	440
ミーティング室	半室	600	260
	全室	1,200	520

備考

- 1 営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 2 開館前又は閉館後については、市長が特に必要があると認める場合に限り、1時間を限度として使用することができる。この場合の使用料は、「開館前又は閉館後の1時間」の欄に定める額とし、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。
- 3 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

5 入浴施設使用料

区分			正午から午後8時30分まで（月曜日を休業日とする。ただし、月曜日が祝日に当たるときは、その日以後の最初の祝日でない日を休業日とする。）
浴室	大人	1回券	円 420
		回数券	4,200
	小人	1回券	200
		回数券	2,000
	小学生未満		無料

備考 この表における用語の意義は、1 体育施設使用料の表の備考2から備考5までの例による。

（北名古屋市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 北名古屋市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第93号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条、第12条関係）

使用区分 室名	午前9時 ～正午又 は午後6 時～午後 9時	午後1時 ～午後5 時	午前9時 ～午後5 時又は午 後1時～ 午後9時	午前9時～ 午後9時	超過1時 間につき
ふれあい健康 ルーム	円 3,780	円 5,040	円 8,820	円 13,860	円 1,630
休養室	1,290	1,720	3,010	4,730	550
栄養指導室	1,410	1,880	3,290	5,170	610
ボランティア 会議室	1,340	1,800	3,140	4,940	580
ボランティア 会議室1	670	900	1,570	2,470	290
ボランティア 会議室2	670	900	1,570	2,470	290
研修室	780	1,040	1,820	2,860	330
青空テラス	無料	無料	無料	無料	無料

備考

- 1 超過時間は、1時間を限度とし、「超過1時間につき」の欄の使用料の算定について、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。
- 2 開館前又は閉館後については、市長が特に必要があると認める場合に限り、1時間を限度として使用することができる。この場合の使用料は、「超過1時間につき」の欄に定める額とする。
- 3 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（北名古屋市陽だまりハウスの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 北名古屋市陽だまりハウスの設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第94号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条、第10条関係）

使用区分 室名	午前9時～正午又は午後6時～午後9時	午後1時～午後5時	午前9時～午後5時又は午後1時～午後9時	午前9時～午後9時	超過1時間につき
多目的ホール	円 1,560	円 1,980	円 3,540	円 4,530	円 670

備考

- 1 超過時間は、1時間を限度とし、「超過1時間につき」の欄の使用料の算定について、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。
- 2 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（北名古屋市高齢者福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 北名古屋市高齢者福祉施設の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第110号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

さかえ荘

使用区分 室名	午前9時～正午又は午後1時～午後4時	午前9時～午後4時	超過1時間につき
大広間	円 1,110	円 2,220	円 480
集会室	770	1,810	330
会議室	630	1,470	270

休養室	4 2 0	8 3 0	1 8 0
茶室	4 2 0	8 3 0	1 8 0

さくら荘

使用 区分 室名	午前 9 時～正午又 は午後 1 時～午後 4 時	午前 9 時～午後 4 時	超過 1 時間につ き
大広間	円 1, 1 1 0	円 2, 2 2 0	円 4 8 0
集会室	7 7 0	1, 8 1 0	3 3 0
会議室	8 1 0	1, 8 9 0	3 5 0
休養室	4 2 0	8 3 0	1 8 0
茶室	4 2 0	8 3 0	1 8 0

ふたば荘

使用 区分 室名	午前 9 時～正午又 は午後 1 時～午後 4 時	午前 9 時～午後 4 時	超過 1 時間につ き
大広間	円 9 6 0	円 1, 9 2 0	円 4 1 0
集会室	8 4 0	1, 9 6 0	3 6 0
会議室	8 4 0	1, 9 6 0	3 6 0
休養室	4 2 0	8 3 0	1 8 0
茶室	4 2 0	8 3 0	1 8 0

備考

- 1 超過時間は、1 時間を限度とし、「超過 1 時間につき」の欄の使用料の算定について、1 時間未満の使用であっても 1 時間に切り上げるものとする。
- 2 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の 1. 2 倍の額とする。ただし、その額に 1 0 円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(北名古屋市民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 北名古屋市民館の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市民条例第72号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

1 東公民館使用料

室名	使用区分 午前9時～正午又は午後6時～午後9時	午後1時～午後5時	午前9時～午後5時	超過1時間につき
第1集会室	円 810	円 1,080	円 2,160	円 350
第2集会室	840	1,120	2,240	360
視聴覚室	1,260	1,680	3,360	540
調理実習室	1,260	1,680	3,360	540
第1和風会議室	660	880	1,760	280
大集会室	3,510	4,680	9,360	1,520
第2和風会議室	1,320	1,760	3,520	570
リハーサル室	1,110	1,480	2,960	480
第3集会室	720	960	1,920	310
第4集会室	1,230	1,640	3,280	530
第5集会室	1,560	2,080	4,160	670

備考

- 1 超過時間は、1時間を限度とし、「超過1時間につき」の欄の使用料の算定について、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。
- 2 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

る。

2 西公民館使用料

使用区分 室名	午前9時～ 正午又は午 後6時～午 後9時	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時又 は午後1時 ～午後9時	午前9時～ 午後9時	超過1 時間につ き
工作室	円 1,200	円 1,520	円 2,720	円 3,600	円 520
料理室	1,200	1,520	2,720	3,600	520
視聴覚室	1,140	1,440	2,580	3,420	490
展示室	210	280	560	840	90
展示コーナ ー	270	360	720	1,080	110

備考

- 1 超過時間は、1時間を限度とし、「超過1時間につき」の欄の使用料の算定について、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。
- 2 開館前又は閉館後については、教育委員会が特に必要があると認める場合に限り、1時間を限度として使用することができる。この場合の使用料は、「超過1時間につき」の欄に定める額とする。
- 3 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(北名古屋市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 北名古屋市文化会館の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第74号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

施設使用料

使用区分 室名	午前9時～ 正午又は午 後6時～午 後9時	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時又 は午後1時 ～午後9時	午前9時～ 午後9時	超過1時 間につき
大ホール	円 18,990	円 23,730	円 42,720	円 55,380	円 8,220
リハーサル 室	1,440	1,830	3,270	4,320	620
楽屋1	330	440	880	1,150	140
楽屋2	330	440	880	1,150	140

備考

- 1 大ホールを除き、営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、備考6の規定により入場料等を徴収する場合は除く。
- 2 超過時間は、1時間を限度とし、「超過1時間につき」の欄の使用料の算定について、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。
- 3 開館前又は閉館後については、教育委員会が特に必要があると認める場合に限り、1時間を限度として使用することができる。この場合の使用料は、「超過1時間につき」の欄に定める額とする。
- 4 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 5 大ホールの舞台のみ使用する場合の舞台使用料は、1時間当たり4,750円とする。ただし、開館前又は閉館後に使用する場合の使用料は、1時間当たり6,170円とする。
- 6 使用者が入場料又はこれに準ずるもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料は、次の各号に掲げる入場料等の額に応じ、当該各号に掲げる額を加算する。ただし、その額に1

0円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- (1) 入場料等の最高額が1,000円未満の場合 使用料の50%の額
- (2) 入場料等の最高額が1,000円以上3,000円未満の場合 使用料の100%の額
- (3) 入場料等の最高額が3,000円以上の場合 使用料の200%の額

別表第2（第9条関係）

舞台照明設備使用料

使用区分 照明設備	午前9時～ 正午又は午 後6時～午 後9時	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時又 は午後1時 ～午後9時	午前9時～ 午後9時	超過1時 間につき
Aセット	円 4,740	円 5,750	円 10,500	円 13,660	円 2,050
Bセット	7,910	9,780	17,690	22,870	3,420
Cセット	12,660	15,820	28,480	36,970	5,480
Dセット	1,870	2,300	4,170	5,460	810

備考

- 1 舞台照明設備は、次のものを備える。
 ボーダーライト（第1及び第2）、シーリングライト、フロントサイドライト、サスペンションライト（第1、第2及び第3）、ローアーホリゾンライト、アッパーホリゾンライト、センターピンスポット、トーメンタルライト、フットライト及び反響板天板照明
- 2 表に定める各セットの内容は、次のとおりとする。
 - (1) Aセット（4設備）
 ボーダーライト1列、シーリングライト、フロントサイドライト他1設備
 - (2) Bセット（8設備）

ボーダーライト 2 列、シーリングライト、フロントサイドライト、サスペンションライト 2 列他 2 設備

(3) Cセット (1 2 設備)

ボーダーライト 2 列、シーリングライト、フロントサイドライト、サスペンションライト 3 列、ローアホリゾンライト、アッパーホリゾンライト、センターピンスポット、トーマンタルライト及びフットライト

(4) Dセット (1 設備又は 2 設備)

ボーダーライト 2 列又は反響板天板照明

3 超過時間は、1 時間を限度とし、「超過 1 時間につき」の欄の使用料の算定について、1 時間未満の使用であっても 1 時間に切り上げるものとする。

4 開館前又は閉館後については、教育委員会が特に必要があると認める場合に限り、1 時間を限度として使用することができる。この場合の使用料は、「超過 1 時間につき」の欄に定める額とする。

5 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の 1.2 倍の額とする。ただし、その額に 10 円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

6 使用者が入場料等を徴収する場合の使用料は、次の各号に掲げる入場料等の額に応じ、当該各号に掲げる額を加算する。ただし、その額に 10 円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(1) 入場料等の最高額が 1,000 円未満の場合 使用料の 50% の額

(2) 入場料等の最高額が 1,000 円以上 3,000 円未満の場合 使用料の 100% の額

(3) 入場料等の最高額が 3,000 円以上の場合 使用料の 200% の額

(北名古屋市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 北名古屋市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

使用区分 室名	午前9時～正午又は午後6時～午後9時	午後1時～午後5時	午前9時～午後5時又は午後1時～午後9時	午前9時～午後9時	超過1時間につき
和室	円 990	円 1,270	円 2,400	円 3,250	円 420
小ホール	2,580	3,290	5,870	7,590	1,110
会議室	990	1,270	2,400	3,250	420
研修室	990	1,270	2,400	3,250	420
ミーティング室	300	400	800	1,200	130

備考

- 1 営利目的で使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 2 超過時間は、1時間を限度とし、「超過1時間につき」の欄の使用料の算定について、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。
- 3 開館前又は閉館後については、教育委員会が特に必要があると認める場合に限り、1時間を限度として使用することができる。この場合の使用料は、「超過1時間につき」の欄に定める額とする。
- 4 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第79号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

1 競技施設使用料

使用区分			午前	午後 1	午後 2	夜間	開館前又は 閉館後の1 時間	
			午前 9時から 正午まで	正午 から午後 3時まで	午後 3時から 午後 6時まで	午後6時か ら午後9時 30分まで		
専 用 使 用	主競技場（アリーナ）		円			円	円	
			南半面	1,750		南半面	2,040	南半面 750
			北半面	1,750		北半面	2,040	北半面 750
	多目的ホール		1,740			2,020		750
	柔道場		1,740			2,020		750
剣道場		1,740			2,020		750	
みんなのスポーツルーム					1,920		710	
個 人 使 用	1回券	主競技場、多 目的ホ ール、 柔道場、 剣道場	大人	210		210		
			小人（ 小中学 生）	100		100		
			幼児	無料		無料		
	トレーニング 室	大人	300					
		小人（ 中学生）	100					
	みんな	大人				210		

	のスポーツルーム	小人（小学生）		無料	
		幼児		無料	
回数券	主競技場、多目的ホール、柔道場、剣道場	大人		2,100	
		小人（小中学生）		1,000	
	トレーニング室	大人		3,000	
		小人（中学生）		1,000	
	みんなのスポーツルーム	大人		2,100	
定期券	トレーニング室	大人	1 箇月	3,800	
			3 箇月	10,100	

備考

- この表において「専用使用」とは、使用時間において競技施設（トレーニング室を除く。）を独占的に使用することをいう。
- 営利目的で専用使用する場合の使用料は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 開館前又は閉館後については、教育委員会が特に必要があると認め、かつ、専用使用する場合に限り、1時間を限度として使用することができる。この場合の使用料は、「開館前又は閉館後の1時間」の欄に定める額とし、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。
- 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が専用使用す

る場合の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。
ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- 5 この表において「回数券」とは、1回券を11枚つづりにしたものをいう。

2 照明設備使用料

区分		1時間当たりの使用料の額	開館前又は閉館後の1時間
主競技場（アリーナ）	南半面	円 570	円 740
	北半面	円 570	円 740

備考

- 1 照明設備使用料は、主競技場（アリーナ）を専用使用する場合に限り徴収する。
- 2 午後9時から午後9時30分までの使用料は、「1時間当たりの使用料の額」の欄に定める額の2分の1の額とする。
- 3 営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 4 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 附属設備使用料

区分	使用料の額	開館前又は閉館後の1時間
舞台照明設備一式	円 4,190	円 1,810
電動移動観覧席	円 2,160	円 930
ピアノ	円 1,420	円 610

備考

- 1 使用料は、競技施設の使用区分ごとに徴収する。
- 2 営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 3 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

4 会議室使用料

使用区分 室名	午前	午後1	午後2	夜間	開館前 又は閉館後の 1時間
	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時30分まで	
小会議室			円 540	円 630	円 230
大会議室			1,020	1,180	440
研修室			840	980	360
和風会議室	南半面		1,240	1,450	530
	北半面		1,240	1,450	530

備考

- 1 営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 2 開館前又は閉館後については、教育委員会が特に必要があると認める場合に限り、1時間を限度として使用することができる。この場合の使用料は、「開館前又は閉館後の1時間」の欄に定める額とし、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。
- 3 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に

10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(北名古屋市総合運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 北名古屋市総合運動広場の設置及び管理に関する条例（平成27年北名古屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

1 グラウンド・テニスコート使用料

区分	単位	使用料
グラウンド	2時間30分	1,200円（全面） 600円（1/2使用）
テニスコート	2時間	500円（1コート）

備考

- 1 グラウンドの使用は、原則全面とする。ただし、2分の1使用については、平日の時間帯（午前8時30分から午後6時30分まで）とし、教育委員会が特に認めた場合とする。
- 2 営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 3 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が使用する場合の使用料は、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 照明設備使用料

区分	単位	使用料
グラウンド	30分	1,440円（Ⅰ類66灯） 1,320円（Ⅱ類36灯） 1,230円（Ⅲ類27灯）
テニスコート	1時間	230円（1コート）

備考

- 1 使用料の分類ごとの適当な競技種目
 I 類：軟式野球 II 類：サッカー等
 III 類：ソフトボール又は少年野球
- 2 グラウンドの照明設備の使用料の算定については、30分未満の使用であっても30分に切り上げるものとする。
- 3 テニスコートの照明設備の使用料の算定については、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。
- 4 営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 5 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が使用する場合の使用料は、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 会議室使用料

区分	単位	使用料
会議室 1	1 時間	1 2 0 円
会議室 2	1 時間	6 0 円
会議室 3	1 時間	6 0 円

備考

- 1 使用料の算定については、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。
- 2 営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 3 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が使用する場合の使用料は、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(北名古屋市立学校照明設備使用料条例の一部改正)

第10条 北名古屋市立学校照明設備使用料条例（平成18年北名古屋市

条例第87号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第2条関係)

区分	施設名	使用料
運動場 照明設備	西春中学校	円 1時間につき 1,620
	白木中学校	6基点灯の場合 1時間につき 2,720
		3基点灯の場合 1時間につき 1,360
	天神中学校	1時間につき 2,160
テニスコート 照明設備	白木中学校	1面
	天神中学校	1時間につき 280
体育館 照明設備	師勝小学校	競技場 (アリーナ) 1時間につき 360
	西春小学校	
	師勝南小学校	
	五条小学校	
	鴨田小学校	
	師勝北小学校	
	師勝東小学校	
	栗島小学校	
	師勝西小学校	
	白木小学校	
	師勝中学校	
	西春中学校	
	白木中学校	
	訓原中学校	
熊野中学校		
天神中学校		
武道場 照明設備	師勝中学校	1時間につき 270
	西春中学校	

	白木中学校 訓原中学校 熊野中学校 天神中学校	
--	----------------------------------	--

備考 使用料の算定について、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の北名古屋市健康ドームの設置及び管理に関する条例、北名古屋市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例、北名古屋市陽だまりハウスの設置及び管理に関する条例、北名古屋市高齢者福祉施設の設置及び管理に関する条例、北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例、北名古屋市文化会館の設置及び管理に関する条例、北名古屋市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例、北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例、北名古屋市総合運動広場の設置及び管理に関する条例及び北名古屋市立学校照明設備使用料条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の施設の使用に係る使用料について適用し、施行日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（北名古屋市健康ドームの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北名古屋市健康ドームの設置及び管理に関する条例の規定に基づき購入されている入浴施設の使用に係る浴室大人回数券は、この条例による改正後の北名古屋市健康ドームの設置及び管理に関する条例の規定に相当する使用料の金額に充当することができる。

(準備行為)

- 4 改正後の条例の規定に基づく申請その他の準備行為は、施行日前にお

いても、行うことができる。